

保 守 委 託 契 約 書

保守委託契約書

No.

***** (以下「甲」という) と有限会社エムケイエンジニアリング (以下「乙」という) とは甲が設置使用するウェザーステーション (以下「装置」という) に関し次の通り保守委託契約 (以下「契約」という) を締結する。

(目的)

第1条 この契約は円滑に稼働させ、その機能を保持させることを目的とする。

(受託)

第2条 前条の目的を遂行するために甲は乙に装置の保守を委託し、乙はそれを受託するものとする。

(保守の内容)

第3条 乙は次項の保守方法により装置の保守を行うものとする。

(1) 定期保守 (年1回定期校正)

乙は装置の正常な運転を維持するために必要な点検、調整等の保守を別表の(5)で示す乙の定めた頻度で且つ別表の(6)による保守時間内の甲乙が合意した日時に行うものとする。また甲乙合意の上で障害保守と同時に行うこともあるものとする。

(2) 障害保守 (オンコールサービス)

乙は特約のない限り別表の(6)による保守時間内に可能な限り、速やかに技術員を派遣し装置の修復を図るものとする。又装置の故障した部分とその装置場所にて修復が不可能であると乙が判断した場合には、乙は引き取り修理を行う。

(適用除外)

第4条 次に掲げる事項は本契約に包含されないものとする。従って、乙が実施可能な事項について甲の要請により乙がこれを実施した場合には、これに要した費用は甲が乙に支払うものとする。

(1) 別表に記載されている本契約対象装置外の保守及び調査等。

(2) 特別整備及びオーバーホール。

(3) 装備の増設、撤去及び移設に伴う作業。

(4) (3)の作業を乙以外の者が行い発生した損傷、故障の修理、修復。

(5) 装置の仕様変更及び追加作業。

(6) 装置の使用者が消耗品仕様に基づかない消耗品を使用したため又は、消耗品の保管不備のために生じた損傷、故障の修理、修復。

(7) 甲が乙の指示通りの適切な装置の設置環境の確保を怠ったことに起因する損傷、修復。

(8) 甲の故意又は過失により生じた損傷、故障の修理、修復。

(保守時間)

第5条 本契約の適用を受ける保守利用可能時間は、特約のない限り別表の(6)に記載のとおりとする。

(装置の移設)

第6条 甲は、装置を移設する場合は事前に乙に連絡するものとする。
又、移設に関する作業は原則として乙が担当するものとし、甲はこの料金を乙の提示する請求書に基づき負担するものとする。

(保守料金及び支払方法)

第7条 本契約に基づく保守料金及び支払い方法は別表の(4)によるものとする。但し、次の各項に該当するものは別料金とし、甲は乙の請求によって、請求日の翌月末に乙に支払うものとする。

- (1) 乙が必要と判断した場合の定期交換部品代費用
- (2) 第4条の適用除外の作業及び修理、修復を乙が行った場合の費用は、個別に見積り甲に請求するものとする。

(契約期間)

第8条 本契約の有効期間は契約日から1年間とする。但し、期間満了1ヶ月前までに甲、乙いずれからも異議の申し出が無い場合には、さらに1ヶ年同一の条件をもって延長するものとし、その後も又同様とする。

(保守技術員の作業保証)

第9条 甲は、乙が本契約の目的を達成する為に必要な装置の設置場所への持ち込み及び保守、修理の為に必要なスペース並びに設備、機械の使用、電力の供給又は、必要な消耗品類の使用を無償で供給する事を乙に保証する。

(交換部品)

第10条 乙が本契約に基づいて保守作業を行い、乙が保守時に交換した不良部品全て乙の所有に帰するものとする。

(秘密保持)

第11条 甲及び乙は、本契約の履行に関し知り得た相手方の業務上、技術上の秘密を他に漏洩してはならない。

(解約)

第12条 甲と乙は、相手方当事者に次の事項の事由が生じた場合、本契約及び本契約に基づく個々の契約を直ちに解約する事ができる。

- (1) 相手方が本契約に記載された条項のいずれかに違反し、且つ書面による催促後20日以内にその違反の是正を行わなかった場合。
- (2) 手形又は小切手の不渡り。
- (3) 銀行取引停止処分又は、これに類する事態。
- (4) 第三者よりの差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分、仮執行、強制執行、保全処分等。
- (5) 破産、会社更生、商法上の整理、和議等。
- (6) 営業の廃止、譲渡又は会社の解散。
- (7) 監督官庁による営業許可の取り消し、停止処分。
- (8) その他契約履行が困難になると判断される事由。

(その他)

第13条 本契約で言う保守内容は、装置の保守に関する乙の負担する保証の全てを規定したものであり、装置の特定使用目的に対する適合性に関するものを含めた保証を行うものでなく、また甲のデータ、情報の逸失を含め特別、間接又は派生的結果の損害に対する乙の義務又は責任を乙は負わないものとする。

(疑義などの解決)

第14条 契約に定めない事項または本契約に定められている事項の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙誠意をもって協議の上これを解決するものとする。

本契約の締結の証として本書2通を作成し甲・乙記名捺印の上、それぞれ1通を保有する。

平成 ** 年 ** 月 ** 日

甲：

印

乙：東京都武蔵野市中町2-16-1-705
有限会社エムケイエンジニアリング
代表取締役 増 富 敬 市 印